

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する
指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和8年7月31日
旭川市福祉安心部指導監査課

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である特定非営利活動法人りんどうの里に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和8年7月31日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 特定非営利活動法人りんどうの里
代表者名： 代表理事 福田 みさ
所在地： 旭川市神居町雨紛172-2

(2) 事業所

事業所名： みどりの里
所在地： 旭川市春光台4条6丁目6-17
サービス種類： 共同生活援助
指定年月日： 平成26年4月1日

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止（令和8年8月1日から4か月間の新規利用者の受入れ停止）

令和8年8月1日から令和8年11月30日までの4か月間
サービス種類： 共同生活援助
根拠法令： 障害者総合支援法第50条第1項第3号
処分年月日： 令和8年7月31日

4 処分の原因となる事実

人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
監査において、利用者への障がい者虐待（心理的虐待）が確認された。